

## 『The Northeast Asian Economic Review』掲載原稿の著作権規程

『The Northeast Asian Economic Review』への執筆に関しては、別途執筆規程、投稿規程等について規定しているが、著作権の取り扱いとは本規程の定めるところに従って処理する。

### 1. 著作権の帰属

『The Northeast Asian Economic Review』に記載された原稿（以下「著作物」という。）著作権は執筆者に帰属するものとする。

### 2. 執筆者の承諾事項は以下の通りとする。

- (1) 『The Northeast Asian Economic Review』編集委員会（以下「編集委員会」とする）は、著作物をもっぱら『The Northeast Asian Economic Review』の記事として出版することができる。
- (2) 編集委員会は、著作物を、執筆者に通知し同意を得た上で、ERINA発行の他の出版物（電子版を含む）の一部として転載することができる。
- (3) 編集委員会は、著作物を、刊行日より2年を経過した後に、ERINAがデータ提供する外部の学術的网站で公開することができる。
- (4) 第三者は、著作物を非営利目的のために、紙、電子的なメディア、またはその他のメディアに複製することができる。
- (5) 抄録・索引サービス機関等は、著作物の書誌事項および著者についての紹介を、そのデータベースのために使用することができる。
- (6) 執筆者は著作物を自己または他者のサイトにおいて電子的に公開する場合、『The Northeast Asian Economic Review』発行日から2年間を行わない。

### 3. 著作物についての保証

- (1) 執筆者は、編集委員会に対して、本著作物が第三者の著作権と、第三者のその他の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (2) 執筆者は、投稿原稿中に、公正な慣行に合致する引用を超えた他者の著作物が含まれる場合は、原著作者の了解を得るとともに、原著作者が上記の事項（2の(1)~(4)）に合意していることを保証する。なお、原稿中で他者が著作権を保有する図表、写真等の文章以外のものを使用する場合も同様である。
- (3) 原稿中の翻訳・翻案等の二次的著作物について、他者が著作権を保有する文章を使用する場合には、執筆者が、原著作者との間の翻訳権・翻案権等の許諾を得ることとする。

### 4. 著作物の二次利用について

執筆者が『The Northeast Asian Economic Review』掲載論文を他の印刷物への二次利用する場合には、事前に編集委員会に連絡する。

5. 上記2および3を確認するため、原稿が『The Northeast Asian Economic Review』に掲載されることが決定した時点で、執筆者は許諾同意・保証書（別紙様式）を編集委員会に提出する。この許諾同意・保証書への署名を掲載の条件とする。

6. その他、著作物の著作権に関して、疑義を生じた時は、編集委員会に相談することとする。

『The Northeast Asian Economic Review』掲載著作物の許諾同意・保証書

公益財団法人環日本海経済研究所

『The Northeast Asian Economic Review』編集委員会 委員長殿

西暦 年 月 日

下表著作物の著作者（または分担著作者）である私こと著者氏名は、このたびの『The Northeast Asian Economic Review』への著作物掲載にあたり、著作権規程 2.(1)-(5)および 3.について承諾し、保証します。

著作物表題	
著者名 (分担著者名)	
掲載予定号	『The Northeast Asian Economic Review』 第 卷 第 号
発行予定年月	年 月 発行

現在の所属

氏 名

署 名